

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 二 神 望

名古屋市人事委員会規則第 2 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「コンプライアンス推進課課長補佐（監察）」を「コンプライアンス推進課課長補佐（監察） コンプライアンス推進課課長補佐（ハラスメント対策の推進）」に改め、同表経済局本庁の項中「担当課長 総務課課長補佐（庶務）」を「担当課長」に改め、同表同局工業研究所の項中「担当課長」を「担当課長 室長」に改め、同表子ども青少年局の項中

「

地域療育センター	所長 副所長
----------	--------

を

」

「

西部地域療育セン	所長 副所長 担当課長
----------	-------------

ター		に
----	--	---

改める。

別表第3 教育委員会関係の表事務局の項中「教育次長」を「教育次長 担当局長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。